

## 資料 2

# パネリストからのポジティブリスト制導入の取組に対する意見

日本生活協同組合連合会理事

伊藤 潤子

畜水産物残留安全協議会

清水 良浩

J A 京都中央経済部営農販売課営農指導員

新谷 誠敏

(財)大日本水産会水産食品安全・表示部会コーデックス専門委員会委員長

諏訪 義人

(財)食品産業センター技術開発部長

高野 靖

日本養豚事業協同組合理事

竹延 哲治

農薬工業会専務理事

玉川 寛治

(社)日本輸入食品安全推進協会運営委員

前田 裕之

## ポジティブリスト制導入の取組に対する意見

日本生活協同組合連合会理事 伊藤 潤子

2003年に改正された食品衛生法に基づいて食品に残留する農薬等についてのポジティブリスト制を3年以内に導入するために、膨大、緻密な作業を精力的に行っておられることに対して、消費者として心強く、敬意を表したいと考えます。

当連合会としてすでに1次案に対しては、「「国民の健康保護」の趣旨を明記すべきである」と意見表明し、また2次案については「最終製品のサンプリング、分析だけでは消費者の適切な保護には不十分であり、食品の生産、流通等、フードチェーンのすべての段階において安全性を確保することが必要である。仮に自主的検査によってある食品から残留農薬等が検出された場合、リスクの大きさを考慮しつつ、原因究明のためのスタート地点に立ち、どのようにマネジメントすれば改善できるかを検討すべきであり、食品原材料の生産、流通の最後まで予防措置的なアプローチを含んだ、一貫したマネジメントが重要と考える。」という意見を述べています。

特に、本制度のなかで、一律基準の設定は要であり、利害関係者に十分説明が十分に行われ、全体のコンセンサスが得られることが大切です。食品中に残留する農薬問題はきわめて消費者の関心が高い事項です。その一方で利害関係者が国内の農薬規制、残留農薬基準の設定方法、ADI（1日摂取許容量）やMRL（最大残留基準値）の意味について充分理解できる状況とはいえません。

全ての利害関係者がこの制度の内容を充分に理解し、お互いの意見を率直に交換することのできる機会として、今回のランウンドテーブルを大切にしたいと考えています。

## ポジティブリスト制導入の取組に対する意見

畜水産物残留安全協議会 清水 良浩

ポジティブリスト制の導入は、科学的に食品の残留性を評価し、制御しようとする世界的な流れと一致し評価できる。一方、改善すべき点として以下を要望する。

- 1 . 最終 MRL 設定時にはマーケットバスケットに基づく主要組織・臓器に対する基準設定と残留規制を行い、マイナー組織は主要組織・臓器の規制で担保する。
- 2 . わずかな摂取量しかないと判断されるマイナー動物種に対し汎用される物質については、主要動物種の MRL を当面の間外挿するなど、暫定的な措置を行う。
- 3 . 従前より使用されている物質の最終 MRL 設定に際し、データ要求の緩和（非 GLP データの許容）を図るなど、暫定値からの移行を促進する。
- 4 . 残留モニタリングについて、国内品も輸入品と同様、ロット管理の考え方を導入する。

ポジティブリスト制は従前のネガティブリスト制とは 180 度違った規制であり、導入に伴う様々な障害や混乱も想定されるが、我々業界としても、スムーズな移行について、できる限りの支援を致したい。

## ポジティブリスト制導入の取組に対する意見

J A 京都中央経済部営農販売課営農指導員 新谷 誠敏

1. 国内農産物の安全確保のために基準を設定する必要があると考えられますが、暫定基準の設定に当たっては、コーデックス基準や海外基準を参考とし、一律基準についても海外基準を参考にするようですが、日本で使用できる農薬については、これまで農薬登録制度の中でADIの設定に際し、科学的な評価が行われてきていることから、適用にならない作物について、科学的な評価なしにやみくもに厳しい基準を設定することは問題があると考えられます。
2. 既存の適用作物の基準値を低くすることになれば、登録制度上使用基準を変更する必要があります。  
この場合、薬効が期待できる使用方法が担保される必要があり、これが出来なければ農薬としての価値がなくなります。  
近年の異常気象に対応するために農薬を使用し、生産農家は、苦慮しているのが現状です。  
そのような、国内農業の現場の実態を踏まえ、やみくもに低い基準値を設定することのないようにしていただきたい。
3. 京野菜の栽培は耕種的防除を基本とし、減農薬栽培に努めているところでありますが、今回の基準設定は、このような減農薬栽培の取組も否定することにもなりかねません。  
農薬散布時に十分注意していても、他の作物や周辺農地で基準を超えることも心配されます。  
万一、基準を超えた農産物に対し、出荷停止などの費用負担を全て生産者等の農薬使用者に求めることは大きな負担となることが考えられますので基準値の設定については十分協議した上で設定していただきたい。
4. 生産者等への農薬使用者に対する情報周知や対策等の早期徹底が必要となりますので、農林水産省等関係機関と協議いただき、円滑な移行が必要です。そのためには、周知徹底を含めて、法施行までの十分な期間を確保していただきますようお願いします。

## ポジティブリスト制導入の取組に対する意見

(財)大日本水産会水産食品安全・表示部会コーデックス専門委員会委員長 謹訪 義人

水産食品の生産・加工の面から今回のポジティブルリスト制導入に対する取組について考える場合、一律基準の取扱いが最も重要と考えます。既に毒性評価が明確な物質に関しては暫定基準を設けて違反品の流通等を禁止する事は理にかなっていると思います。しかし、一律基準では現在毒性の実態がつかめていない物質と一定の生産物での毒性評価が出来ている物質と同じ扱い、すなわち厳しい一律基準で規制しようとするのは、賛成できません。地上最強の発ガン物質アフラトキシンはダイオキシンの10倍の毒性を持っていると言われていますが、この食品中の暫定的規制値は0.01 ppmであり、今回の一規制値案の設定範囲の低い値と同じです。安全性を担保する事と同時に過剰に規制した場合の資源的デメリット、社会的混乱のリスクに対しても充分な検討をすべきと考えます。

本ポジティブルリスト制導入に対する今後の対応・取組に関しては、以下の点を考慮して進めるべきと考えており、一部に関しては既に取組を開始しております。

1. 製品の原材料の由来を明確にし、農薬・抗菌剤等に接触する可能性をチェックして必要な検査の項目と頻度を決めて実施する。(トレーサビリティの確保)
2. 特に海外工場に関しては、検査の信頼度を確認しておく。(精度検証の実施)
3. 検査至上主義に陥らないよう必要最低限の検査(項目・内容)に絞り込む。

同時に、行政は効率的かつ安価な一斉分析法等を開発し、関係検査機関等に対し検査方法・検出限界の統一、徹底を図っていただきたい。

特に抗生物質に関しては、公定分析法とその検出限界を明確にしていただきたい。

## ポジティブリスト制導入の取組に対する意見

(財)食品産業センター技術開発部長 高野 靖

科学的に評価された農薬等を適正に使用することは、安全性の確保と資源の確保の両立に有効であり、食品中に残留す農薬等についてポジティブリスト制を導入することは有意義である。

1. 食品事業者は自らの責任を果たすべく、原材料、工程の管理に努めているが、圃場、飼育施設、養殖場等における農薬等の管理が極めて重要であることから、各機関と連携し、これら生産現場における農薬等の使用管理状況の監視や指導徹底・強化を、お願いしたい。また輸入水畜産物については、WTO 通報だけでなく諸外国に制度導入への理解、協力を求めていただきたい。
2. 基準値への適合の可否は、統一の公定分析法に基づくとし、そのことを各自治体、検疫所、登録検査機関等に周知徹底していただきたい。
3. 優越的地位にある事業者等（流通業、小売業あるいは購入原料を加工製造する食品製造業など）が、明らかに使用実態のない物質も含め蓋然性のない農薬分析結果を納入業者に提出させる等の行為がないよう、農林水産省、経済産業省、公正取引委員会等と連携し、監視・指導願いたい。

## ポジティブリスト制導入の取組に対する意見

日本養豚事業協同組合理事 竹延 哲治

豚肉の生産者は、「生産情報公表 JAS」制度が始まったことや「と畜場法」の改正で、自分が生産する豚への給餌内容や投薬内容の履歴を自身で管理しなければならない状況にあり、生産者自身が飼料添加物や動物用医薬品に対して関心度を高める良い機会と認識している。また、ポジティブリスト制度により決められた基準の遵守は当然の義務として受け取っている。養豚を営む者として有害物質が畜産物に残留しないように適正な飼料の給与に努めていきたい。

しかしながら飼料添加物や動物用医薬品等の使用がむやみに制限されるような制度が導入されると生産性が低下するだけでなく、コストアップといった、消費者にとっても有益とならない結果を生じる可能性がある。

生産者、消費者ともに有益な制度となるよう、導入にあたっては、農林水産省と厚生労働省の連携を密にしていただくとともに、適切な指導等をお願いしたい。

## ポジティブリスト制導入の取組に対する意見

農薬工業会専務理事 玉川 寛治

- 1 . この度のポジティブリスト制の導入については、食品の安全性確保の観点から見て大変有効な手段であると高く評価するものであります。
- 2 . 加えて、この制度が消費者を始め広く国民全体に科学的かつ正確に理解されるよう一層の広報活動に尽力されることを希望致します。
- 3 . いわゆる暫定基準については、食品輸入の実態、日本の農業の使用実績等を勘案し、出来るだけ多くの食品（作物）に基準値をきめ細かく設定することを提案致します。
- 4 . ポジティブリスト制の導入に関し、一律基準については、基本的に当該農薬等の使用が認められていない農産物等に残留する場合に、適用されるものであるとして検討されいると承知しておりますが、日本での登録農薬については、一般的には既に A D I 評価が済んでいる場合がほとんどでありますので、A D I 評価が済んでいる農薬と未設定の農薬とで、それぞれ基準を設定すべきであると考えます。

# ポジティブリスト制導入の取組に対する意見

(社)日本輸入食品安全推進協会運営委員 前田 裕之

総論として、食の安全性確保における本制度の導入は、食のグローバル化、諸外国との文化・貿易等のハーモナイゼーションがいわれる中、早急に推進すべき事項であると理解しており、輸入者においても最大限努力しながら、“栽培農地・養殖場の特定”“農民・養殖場の組織化”“使用農薬の特定”など、安全性確保への取り組みを進めてきております。しかしながら、輸入食品の違反事例がいまだ発生している現実があります。これらの中には、輸入者単独では解決できない事象を抱えていることを、行政関係者及び消費者の方々等にも良く知っていただく必要があるかと考えております。

## 暫定基準値

暫定基準値の設定された農薬等は、毒性評価が行われている物質であることに鑑み、海外で栽培される農産物や水畜産物に使用する農薬等を見直し、更なる絞込みを実施しております。しかし、気候・風土・土壤条件・生態系等の異なる海外各国では、我国では暫定基準値が設定されないものの、有効な農薬等も多く存在します。そのような農薬等の中には毒性評価が完了し、実際に農産物や水畜産物へ使用されている実態がありますので、今後の課題として適正な暫定基準値の見直しも必要と考えます。

## 一律基準値

一律基準値として、EU や CODEX で検討されている「0.01ppm」を設定することについては、理解できます。しかし、すでに毒性評価や ADI 設定もされている農薬等について、使用対象となっていない農産物や水畜産物へも一律基準値が設定されようとしています。輸入者としては、意図していない農薬等の汚染などにより、一律基準値を超えて残留し、輸入食品の食品衛生法違反が多発する可能性があることを憂慮しております。その理由は、「ポジティブリストのすべての物質に対する分析法が未だ確立されておらず、すべての物質の残留について安全性を確認することが不可能である」とび「海外の生産現場の管理強化に取り組んでいるが、相手国任せにせざる得ない部分がある」等からです。よって、一律基準値を超えた残留は、法律的に違反であることはまぎれもない事実ですが、その残留レベルによっては、“国民の健康に直接的な被害を与えない”ことを行政からも広く告知していただきたい。過去にも、必要以上にセンセーショナルな報道等により、いたずらに食品流通者や一般消費者に不安感を抱かせ、過剰な反応（不買運動）が起きた例もありましたので、農薬等の毒性評価結果や ADI などについての正確な知識の教育・普及・広報や関係者間の情報の共有化を進めることが更に重要と考えます。

## 輸出国への働きかけ

輸入者としては、今後も自主的な安全性確保に努めますが、輸入する農産物・水産物・畜産物の多数を依存している東南アジア諸国等において、輸入者単独で実施できることは自ずと限界もあります。これらの国は、今回のポジティブリスト制における基準作りの参考国となっていませんが、輸入数量の多い国でもありますので、我が国のポジティブリスト制の周知や同国内での農薬等使用管理指導の徹底などを日本政府としても強く働きかけていただきたいと思います。